

【韓国】女性暴力防止基本法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

＊2018年12月24日、「女性暴力防止基本法」が制定され、女性に対する様々な暴力の防止及び被害者保護を目的とした包括的な対策を講じるための法的根拠が整備された。

1 背景と経緯

2016年5月17日、ソウル市内の江南（カンナム）駅付近で、女性が面識のない男性に殺害される事件が発生した。加害者が女性を狙って殺害したと供述したことから、同事件は、女性であるという理由だけで殺害された「女性嫌悪」による殺人事件として韓国社会に大きな衝撃を与え、同事件をきっかけとして、女性が日常的に晒されている様々な暴力の根絶を目指す動きが広がった¹。この動きは、後に性被害を告発する世界的な運動（いわゆる「#Me Too」）とも呼応し、韓国でも多くの女性が男性の公職者や著名人から受けた性被害の告発を続けている。

2017年5月10日に発足した文在寅（ムン・ジェイン）政権は、性別に基づく暴力の防止に国が責任を持って取り組む必要から、同年7月19日に公表した「文在寅政府国政運営5か年計画」（本誌273-2号（2017年11月）pp.14-15参照）の中で、女性に対する様々な暴力への包括的な対策を講じるための「ジェンダー暴力防止基本法」（仮称）を制定する方針を示した。

文在寅政権の方針に沿って2018年2月21日、与党「共に民主党」議員により「女性暴力防止基本法案」が国会に提出された²。同法案は女性家族委員会及び法制司法委員会での法案審査を経て同年12月7日に本会議で可決され、同月24日に公布された（2019年12月25日施行）。

2 女性暴力防止基本法の概要

女性暴力防止基本法³は、第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：女性暴力防止政策の推進基盤（第7条～第13条）、第3章：女性暴力防止政策の基本施策（第14条～第20条）、第4章：女性暴力防止政策関連団体等の支援（第21条）、第5章：補則（第22条）及び附則から成る。概要は以下のとおりである。

（1）目的及び基本理念（第1条及び第2条）

女性に対する暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する国及び地方公共団体の責任を明らかにし、それらに関する政策を推進するための基本的事項を定めることを目的とする。また、当該政策の推進を通じた全ての人の安全の確保及び暴力のない社会の実現を基本理念とする。

（2）「女性暴力」の定義（第3条）

「性別に基づく女性に対する暴力により身体的・精神的に安心かつ安全である権利等を侵害する行為であって、関係法律で定めるところによる家庭内暴力、性暴力、性売買、セクシャルハラスメント、継続的な嫌がらせ行為その他親密な関係に基づく暴力、情報通信網を利用した

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年3月8日である。

¹ 여성신문사 엮음 『세상을 바꾼 101 가지 사건』 여성신문사, 2018.12.4, pp.184-185. 同事件の原因については様々な見解があり、加害者の精神疾患を重視する見解もある（警察は同事件を精神疾患による通り魔殺人事件と発表）。

² 「[2012065] 여성폭력방지기본법안(정춘숙의원 등 15인)」의안정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1F8R0R2C2H1B1M6Y4A5A3H3U2Y6V9>

³ 「여성폭력방지기본법(법률 제 16086 호)」국가법령정보센터 웹사이트 <<http://law.go.kr/LSW/lsEfInfoP.do?lsiSeq=206085#>>

暴力等」が「女性暴力」と定義された。なお、法案審査の過程で、女性暴力の定義規定に「女性に対する」という文言が追加されたため、男性や性的少数者に対する暴力は除外された⁴。

(3) 国及び地方公共団体の責務（第4条）

国及び地方公共団体は、女性暴力防止及び被害者の保護・支援等のために必要な総合的施策を策定して実施し、必要な法的、制度的枠組みの整備及び財源の確保を行わなければならない。

(4) 基本計画の策定等（第7条～第9条）

女性家族部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）は、女性暴力防止及び被害者保護・支援政策（以下「女性暴力防止政策」）の基本計画を5年ごとに策定しなければならない。また、長官、関係中央行政機関の長及び広域自治体（日本の都道府県及び政令指定都市に相当）の長は、基本計画に基づき、年度別実施計画を毎年策定し実施しなければならない。

(5) 女性暴力防止委員会（第10条）

女性暴力防止政策に関する重要事項を審議・調整するため、女性家族部に長官を委員長とする「女性暴力防止委員会」（30人以内）及び同委員会の運営を支援する実務委員会を置く。

(6) 女性暴力実態調査及び関連統計の構築（第12条及び第13条）

長官は、これまでの性暴力調査等から漏れている女性暴力について、3年ごとに実態調査を実施するとともに、その結果を公表し基礎資料として活用しなければならない。また、長官は、女性暴力発生現況等に関する統計を定期的に収集・算出し、公表しなければならない。

(7) 被害者の保護・支援（第15条）

国及び地方公共団体は、被害者の保護、回復及び自立・自活に必要な施策（相談、医療の提供、支援金の支給、法律支援、就業関連支援、住居支援、就学支援等）を整備しなければならない。また、国及び地方公共団体は、被害者の保護・支援のための施設の設置・運営又はその支援や、被害者の保護・支援に必要な経費の全部又は一部の支援を行うことができる。

(8) 二次被害の防止及び女性暴力予防教育（第18条及び第19条）

国及び地方公共団体は、二次被害を防止するため、二次被害防止指針及び業務関係者教育等の必要な対策を整備しなければならず、二次被害が発生したときは、被害を最小化できる措置を講じなければならない。あわせて、捜査機関の長は、女性暴力に係る事件の担当者等を対象に二次被害防止教育を実施しなければならない。また、国及び地方公共団体は、女性暴力予防教育を行うための施策を策定し実施することができる。

3 女性暴力防止基本法に対する評価

国が女性暴力防止政策に取り組む法的根拠が整備されたことや、これまで相対的に対策が不十分であった新しい形態の暴力（ストーカー行為、デートDV、デジタル性暴力等）や二次被害も女性暴力防止政策の対象となった点は評価されている。

他方、法案審査の過程で、女性暴力が、女性に対する暴力に限定されたことや、国及び地方公共団体が被害者の保護・支援に必要な経費の全部又は一部を「支援する」から「支援することができる」に修正されたことなど、法案の内容から後退した部分への批判もある⁵。

⁴ 구경하 「[취재후] ‘여성’만을 위한 ‘여성폭력방지기본법’ 누가 만들었나?」 『KBS NEWS』 2018.12.10. <<http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=4091968&ref=A>>

⁵ 同上; 박다혜 「“여성폭력 방지·피해자 보호는 국가 책임”」 『한겨레』 2018.12.7. <<http://www.hani.co.kr/arti/society/women/873566.html>>; 진주원 「성폭력 피해자를 ‘여성’으로 한정한 여성폭력방지법」 『여성신문』 2018.12.13. <<http://www.womennews.co.kr/news/articleView.html?idxno=183175>>